

独国青若第12号
令和4年4月26日

令和5年度利用希望団体の皆様

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立若狭湾青少年自然の家
所長 岸下良幸
(公印省略)

令和5年度の利用受け入れについて（更新版）

平素より当施設の運営にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、令和5年度の利用を検討くださり、感謝申し上げます。

さて、「令和5年度の利用受け入れについて」(令和4年3月31日付独国青若第52号)では、「受け入れ制限」及び「活動プログラムの料金改定」について、お知らせしました。

これに加え、4月には機構全体として、新たに一般団体（企業、職場のサークルなど）の「施設使用料」を改定することとなりましたので、再度連絡させていただきます。

対象のみなさまには負担をお願いすることとなりますが、変更事項を確認いただきご理解くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 受け入れ制限について（*3月31日連絡事項）

※団体とは、「宿泊利用団体」を指し、日帰り・教育事業は含みません。

- (1) 国立青少年教育振興機構が示す「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の宿泊制限が解除されない場合は、1日あたりの宿泊を、**3団体*170名（1団体のみの場合は170名以上でも可）**とし、予約を受け付けます。
- (2) 上記（1）の制限が解除された場合は、1日あたりの宿泊を、4団体*300名（1団体のみの場合は300名以上でも可）とし、予約を受け付けます。
- (3) 上記（1）の制限が解除された場合は、各種活動（例：水泳活動・カッター活動等）を、他団体と合同で行っていただくこともございます。
- (4) 新型コロナウイルス感染の状況が悪化した場合、受入れをお断りすることもございます。

【裏面もご覧ください】

2. 施設使用料の改定について（*今回更新した項目）

(1) 適用開始日

令和5年4月1日以降に入所する団体から適用します。

(2) 対象の団体

一般団体（企業・職場のサークルなど）の施設使用料を改定します。

	施設使用料（利用者1人1泊）
現行（令和5年3月31日まで）	¥810
改定後	¥900

3. 活動プログラムの料金改定について（予定）（*3月31日連絡事項）

(1) 適用開始日

令和5年4月1日以降に入所する団体から適用します。

(2) 対象の活動プログラム

以下の活動プログラムについて料金を改定します。

① 料金を値上げする活動

A) カッター活動（通常）

	料 金
現行（令和5年3月31日まで）	¥300/人
改定後	¥400/人

B) カッター活動（入退所）

	料 金
現行（令和5年3月31日まで）	¥300/人
改定後	¥500/人

② 有料化する活動

スノーケリング活動、シーカヤック活動

スタンドアップパドルボード活動、水泳活動

ボート類活動（2人乗り・3人乗りボート、カヌー、大だらい、組み立て式いかだ）

	料 金
現行（令和5年3月31日まで）	無 料
改定後	¥100/人

<本件担当>

独立行政法人国立青少年教育振興機構

国立若狭湾青少年自然の家 事業係

〒917-0198 福井県小浜市田島区大浜

TEL : 0770-54-3100 FAX : 0770-54-3023

mail : wakasawan@niye.go.jp